

70	産業労働局	中小企業制度融資
事業概要	<p>中小企業制度融資は、都内の中小企業者が事業の活性化や経営の安定等に必要資金を円滑に調達できるよう、都、東京信用保証協会及び金融機関の三者が協調して行う融資である。都が、融資メニューや融資条件などを定めるとともに、融資の呼び水として都の資金を金融機関へ預託し、東京信用保証協会が中小企業の信用保証を行い、金融機関が融資を実行する。</p> <p>現在の保証限度額は、無担保保証の8,000万円を含め、原則として2億8,000万円までとなっている。</p>	
これまでの経過	<ul style="list-style-type: none"> ・最近3年間の制度融資メニューの充実等 (18年度) <ul style="list-style-type: none"> ・営業経歴要件の廃止 ・「小規模企業融資」(「小企」) 従業員要件の緩和 ・保証料率の弾力化に対応し都独自の負担緩和措置の実施 (19年度) <ul style="list-style-type: none"> ・小口資金融資(「小口」) メニューの創設 ・産業力強化融資(「チャレンジ」) 融資対象の拡充 ・経営支援融資(「経営」) 信用保証料補助の拡充 ・災害復旧資金融資(「災」) 利子補給制度の導入 (20年度) <ul style="list-style-type: none"> ・創業融資(「創業」)及び「チャレンジ」 融資対象の拡充 ・事業承継に関する業歴要件の緩和 ・「リバイバル支援」メニューの新設 ・自律・組合融資(組織向)の「組」 官公需適格特例の追加 ・下半期以降の経済情勢の悪化に対応した金融支援策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 10月7日 「経営」融資目標額の拡大及び小規模企業者に対する保証料1/2補助 10月31日 緊急保証制度に対応した「経営緊急」の創設 12月17日 「経営」融資目標額の拡大 12月18日 「小口」保証料1/2補助 「クイックつなぎ」融資限度額の拡大 	
現在の進行状況	<p>平成21年度については、中小企業者に対する円滑な資金供給の維持拡大を図るため、次のとおり制度改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利の0.4%引下げ ・「チャレンジ」 融資対象事業の拡充 ・「リバイバル支援」 融資期間の延長・据置期間の設置 <p>また、中小企業者の厳しい経営環境を踏まえ、次のような金融支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経営」(小規模事業者のみ)「小口」 保証料1/2補助(前年度より継続) ・「経営緊急」 据置期間の拡大(4月27日) ・「経営」 融資目標額の拡大(6月5日) ・「クイックつなぎ」 融資限度額の拡大(12月1日) ・「経営緊急」 景気対応緊急保証制度に対応し継続(2月15日) 	
見通しの	<p>中小企業者にとって、よりわかりやすく利用しやすい制度融資となるよう、引き続き制度改善を図っていく。また、国の緊急保証制度に関する方向性を踏まえ、適切な対応を図る。</p>	
問い合わせ先	産業労働局 金融部 金融課	電話 03-5320-4876